

香川労働局発表

平成 30 年 6 月 20 日



担 当	香川労働局雇用環境・均等室
	雇用環境改善・均等推進監理官 森脇 忠臣 室長補佐 山下 昌利 【電話】 087-811-8924 【夜間】 087-811-8928 HP : <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/</a>

「えるぼし」認定企業として

## 「勇心酒造株式会社」を第3段階で認定！！ ～中小企業では県内初～

香川労働局(局長:亀澤典子)は、「女性活躍推進法」に基づく基準適合一般事業主として、平成30年5月9日付けで、勇心酒造株式会社(本社:綾歌郡綾川町)をえるぼし認定(注1)しました。

同社は、労働者が300人以下の企業(注2)では県内初の認定、えるぼし認定のすべての基準を満たした3段階目の企業としては県内では2社目となります。

香川労働局では、下記のとおり、えるぼし認定通知書交付式を行います。

### えるぼし認定通知書交付式

日時：平成 30 年 6 月 21 (木) 11 : 00～

会場：香川労働局 局長室  
(高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館 3 階)

※当日、取材を行う場合は事前に雇用環境・均等室宛連絡していただくようお願いします。

### (注1) えるぼし認定とは？

- ◆ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づき、行動計画の策定・届出等を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。

- ◆ えるぼしの認定の段階は3段階あります。「採用」、「継続就業」、「労働時間等の働き方」、「管理職比率」、「多様なキャリアコース」の5項目の認定基準のうち、1つまたは2つを満たせば1段階目、3つまたは4つを満たせば2段階目、すべてを満たせば3段階目となります。



### (注2) 労働者が300人以下の事業主

- ◆ 女性活躍推進法では、
  - ① 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
  - ② 状況把握、課題分析を踏まえ、(a)計画期間、(b)数値目標、(c)取組内容、(d)取組の実施期間を盛り込んだ行動計画の策定、策定・変更した行動計画の非正社員を含めた全ての労働者への周知及び外部への公表
  - ③ 行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出
  - ④ 女性の活躍に関する情報の公表が常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主に対し、義務づけられています。

常時雇用する労働者が300人以下の事業主については、上記①～④が努力義務とされています。

### <添付資料>

- 1 勇心酒造株式会社の概要
- 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律とは？
- 4 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定を取得しましょう！
- 5 「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」
- 6 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業（香川県内）